

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ、画像記録装置等（以下「防犯カメラ等」という。）を設置する町民及び事業所（以下「町民等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、輪之内町補助金等交付規則（平成20年規則第20号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防犯カメラ等設置事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 輪之内町内に設置される防犯カメラ等であること。
- (2) 第6条の規定による交付の決定の日の属する年度内に防犯カメラ等の設置が完了する見込みであること。
- (3) 設置する防犯カメラ等が犯罪の防止を目的としており、特定の場所に継続的に設置されるものであること。
- (4) 主に居住地及び事業所内を撮影範囲とし、それ以外の個人、建物等を監視する防犯カメラでないこと。
- (5) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラの設置者の名称及び連絡先、防犯カメラを設置していることを表示する看板等（以下「設置表示板」という。）を設置すること。
- (6) 別表に規定する基準を満たす仕様の防犯カメラ等を設置するよう努めること。
- (7) 防犯カメラ等の設置完了日から起算して5年以上、当該防犯カメラ等が適切に維持管理される見込みであること。
- (8) 防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン（令和3年3月制定。以下「ガイドライン」という。）に基づいた防犯カメラ等の設置及び運用を行うことができること。

2 補助金の交付の対象となる防犯カメラは、一の居住地区域内及び事業所区域内において2台を上限とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理経費、地代及び振込手数料を除いた次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ等を構成する機器の購入費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 設置表示板の設置費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか画像閲覧用パソコンの購入費その他補助事業に要する経費

(補助率等)

第4条 補助金の補助率は3分の1以内とし、補助金の限度額は10万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする町民等（以下「申請者」という。）は、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施しようとする日の30日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の実施に要する経費の見積書
- (2) 設置する機器の概要が分かるカタログ等の書類
- (3) 補助事業を実施する場所の現況写真
- (4) 補助事業を実施する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図
- (5) 補助事業を実施する場所の所有者が申請者と異なる場合にあっては、当該場所を使用する権利を有することを証する書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

予算の範囲内において交付を決定する。

(交付の条件)

第7条 町長は、前条の決定において、必要と認めたときは、当該決定に条件を付すことができる。

(決定の通知)

第8条 町長は、第6条の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 第6条の決定を受けた申請者等（以下「補助事業者」という。）は、申請の取り下げをしようとするときは、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付申請取下書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る第6条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の通知を受けた後において、補助事業の内容等第5条の申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の変更を決定し、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又はこれに相当する書類

- (2) 設置表示板の設置状況が確認できる写真を含めた補助事業実施後の現況写真
- (3) 補助事業により設置した防犯カメラにより撮影した映像の静止画を印刷したものの

(額の確定等)

第12条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	基準
防犯カメラ	有効画素数が38万画素数以上のもの
	1秒間に1枚以上撮影できるもの
	作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるもの（赤外線照射機能付きカメラを推奨）
	逆光補正機能を有するもの
	防滴又は防雨及び防塵の機能を有するもの
	年間を通じて温度の変化その他の環境の変化に耐えられるもの
画像記録装置	記録時間が1日24時間かつ7日間以上記録できるもの
	画像サイズが水平640万画素以上×垂直240万画素以上のもの
	記録間隔が、1秒間1画面以上のもの
	光ケーブル網（光ケーブルネットワーク）のサーバに接続できるもの、若しくはDVD-R、USBメモリ等の外部記録媒体に画像が複写できるメモリカード、ハードディスク等の画像記録媒体を備えたもの

第1号様式（第5条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

輪之内町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1. 交付申請額

円

2. 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 設置する防犯カメラ等のカタログ等
- (3) 設置場所の現況写真
- (4) 設置場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図
- (5) 設置場所を使用する権利を有することを証する書類

第2号様式（第8条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

輪之内町長



年 月 日付けにて申請のありました防犯カメラ等設置事業補助金の交付
について、次のとおり決定したので、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱
第8条の規定により通知します。

1. 補助対象金額 _____ 円

2. 補助金額 _____ 円

3. 交付の条件

第3号様式（第9条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付申請取下書

年 月 日

輪之内町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定通知のありました防犯カメラ等設置事業補助金の交付について、次の理由により取り下げます。

1. 取り下げる理由

第4号様式（第10条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金変更交付申請書

年 月 日

輪之内町長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けました輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金について、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の申請をします。

1. 変更する内容

2. 変更申請の理由

3. 既交付決定額 円

4. 変更交付申請額 円

5. 添付書類

第5号様式（第10条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

輪之内町長



年 月 日付けにて申請のありました防犯カメラ等設置事業補助金の変更について、次のとおり決定したので、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1. 変更する内容

2. 既交付決定額 円

3. 変更交付申請額 円

4. 交付の条件

第7号様式（第12条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金確定通知書

年 月 日

様

輪之内町長



年 月 日付けにて事業完了報告のありました防犯カメラ等設置事業について、次のとおり補助金額を確定したので、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1. 確定補助金額 _____ 円

2. 補助事業の交付対象額 _____ 円

3. 補助率

第8号様式（第13条関係）

輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書

年 月 日

輪之内町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で（ 確定通知 / 交付決定通知 ）を受けた補助金について、輪之内町防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり補助金を請求します。なお、補助金につきましては、次の口座に振り込んでください。

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込口座

ゆうちょ銀行	銀行 金庫	本店 支店
	農協	出張所
以外の金融機関	(ふりがな)	
	口座名義人	
	種別 普通 当座	口座番号
ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
	(ふりがな)	
	口座名義人	

※ 1. ゆうちょ銀行の場合、通帳記号・番号は、通帳に記載された記号